

知らなかった！！

建物の増改築や新しくテナントが入居する場合は
事前に消防署へご相談を！

消防法や各市町村条例に基づき各種届出が必要です。

建築物を増改築するとき



①建築物の面積が増える

- ・建物や庇の増築
- ・渡り廊下などで建物同士を接続 など

②建築物の構造が変わる

- ・開口部を塞ぐ（内装工事で窓を塞ぐ、窓ガラスの仕様を変更する）
- ・間取りの変更 など

新しくテナントが入居するとき



- ・事務所だったテナントで飲食店を開始
- ・コンビニだった建物で福祉施設を開始 など

消防署に相談をせずに増改築や新しくテナントを入居させてしまった場合、きれいに内装工事が終わった後や、営業開始後に消防用設備等の設置工事が必要になってしまう可能性があります。

また、消防用設備等の設置義務があるにもかかわらず未設置のままだと、警告や命令などの行政措置の対象となりますので、必ず事前に相談しましょう。

は通じません。